

令和2年度施策の事前分析表

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(Ⅷ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	
	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅷ-1-1) 基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること				保護課長 梶野 友樹 地域福祉課長 岡河 義孝
施策の概要	<p>【生活保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。 <p>【生活困窮者自立支援制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 <p>※ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 生活困窮者等への支援の強化 生活困窮者等の住まい対策の推進 生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化 保護施設での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援 <p>【福祉の支援が必要な刑務所出所者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑又は保護処分執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援事業費等補助金の一部)している。 <p>【成年後見制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、今後の施策の目標として①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を掲げ、成年後見制度の利用促進のための施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。 				
施策実現のための背景・課題	<p>生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。</p> <p>1</p> <p>①頻回受診対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は45%程度となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。 <p>②薬剤費対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品(ジェネリック医薬品)については、平成25年改正において医師等が使用を可能とした場合は後発医薬品の使用を促すことを規定し、使用割合は増加傾向にある(平成29年:73.3%)。 他方、医師等が一般名で処方したにもかかわらず薬局において後発医薬品が調剤されなかった理由として、「患者の意向」の割合が6割以上という調査結果もある中で、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられている。 <p>③就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対する就労支援は、就労支援関連事業の対象者33.6万人のうち12.3万人が事業に参加し、5.2万人が事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は35.8%、就労・増収率は45.0%に留まっていることから、就労支援の強化が求められている。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。 こうした状況を踏まえ、生活保護に至る前の段階で、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進する必要がある。 また、支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊心の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチの観点から、支援を必要とする人に確実に支援を届けることが重要である。 生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化が求められている。 また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにする必要がある。 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。 ※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は平成30年12月末時点で約22万人。 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。 				

各課題に対応した達成目標	達成目標		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	生活保護制度を適正に実施すること。	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。
	目標2 (課題2)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。	生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルス、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。このような複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供する必要があるため。
	目標3 (課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進する。	全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。

達成目標1について		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					年度ごとの実績値				
			基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
① 被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④⑩】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	65%	令和3年度	-	60%	-	62.4%	65%	36.5%	57.1%	集計中	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:参加者35.8%、平成28年度実績:36.4% ※事業参加率は、平成29年度までは事業参加率を算出する分母である事業対象者に、就労支援事業に参加する余地のない者(稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者)を含めていたが、新たな指標の算定方法では、これらの者を分母から除くこととしている。
② 被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④⑩】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	50%	令和3年度	-	50%	-	47.4%	50%	43.6%	42.1%	集計中	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:就労・増収者45.0%、平成28年度実績:42.4%
③ 「その他の世帯」(*)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム) (※)生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④⑩】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	45%	令和3年度	-	45%	-	(令和3年度に向けた目安値:43.32%)	45%	集計中	集計中	(R5年1月頃に確定予定)	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:参加者35.5%、平成28年度実績:36.6%
④ 医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④⑪】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	99.9%	98.7%	集計中(R2年12月下旬集計予定)	後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が75%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成28年度実績99.88%(※目標値の設定は平成28年度から)

5	医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を5については100%、6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)5・・・平成28年度実績100%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考)6・・・平成27年度実績45.20%、平成28年度実績52.33%
						100%	99.2%	集計中 (R2年12月下旬集計予定)	/	/	
6	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	2017(平成29)年度改善者数割合2割以上	令和3年度	-	55.2%(2014(平成26)年度改善者数割合比2割以上)	-	(令和3年度目標に向けた目安:62%)	2017(平成29)年度比改善者数割合2割以上	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を5については100%、6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)5・・・平成28年度実績100%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考)6・・・平成27年度実績45.20%、平成28年度実績52.33%
						53.9%	54.1%	集計中 (R2年12月下旬集計予定)	/	/	
7	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	80%	毎年度	75%	80%	80%	80%	80%	後発医薬品の使用促進については、平成25年の生活保護法改正において後発医薬品の使用を促すよう規定するなど、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。なお、平成29年12月21日策定「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」において、平成30年度までに使用割合を80%とすることを目標としていたが、平成30年12月20日策定「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、毎年度、使用割合を80%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績63.8%(平成27年6月審査分)、平成28年度実績69.3%(平成28年6月審査分)
						73.3%	77.6%	86.2%	/	/	
8	指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数(アウトプット)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	最後のセーフティネットである生活保護が適切に機能するよう、都道府県が生活保護指導職員を配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に実行されているかを評価するため、本指標を選定している。 (参考)平成27年度実績:1,268件、平成28年度実績:1,268件
						100%	100%	集計中	/	/	

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	保護費負担金(昭和6年度)	2,811,132 百万円 (2,723,730 百万円)	2,794,556 百万円 (2,705,945 百万円)	2,821,866 百万円	1,2,3,4,5	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。	701
(2)	中国残留邦人生活支援給付金(平成20年度)	9,124百万 円(8,968 百万円)	9,198百万 円(8,735 百万円)	8,742百万 円	-	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	702
(3)	保護施設事務費負担金(昭和6年度)	30,106百 万円 (28,722百 万円)	29,721百 万円 (29,186百 万円)	31,481百 万円	-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	703
(4)	生活保護指導監査委託費(昭和30年度)	1,927百万 円	1,974百万 円	-	8	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	-
(5)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21,772百 万円 (17,433百 万円)	21,772百 万円 (17,926百 万円)	25,454百 万円	1,2,3	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	704
(6)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,335百 万円 (35,961百 万円)	76,828百 万円 (63,797百 万円)	790,227百 万円	1,2	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	705
(7)	社会福祉行政事務企画指導等経費(平成20年度)	405百万 円 (306百万 円)	446百万 円 (344百万 円)	406百万 円	-	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	707
(8)	生活保護に関する調査事業(昭和26年度)	105百万 円 (83百万 円)	142百万 円 (112百万 円)	107百万 円	-	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	708

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
○9 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	25万件	令和3年度	—	—	25万件	25万件	25万件	生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、制度施行後の相談件数の実績値を踏まえ、令和3年度までに25万件とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:226,411件、平成28年度実績:222,426件
10 自立生活のためのプラン作成件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	年間新規相談件数の50%	毎年度	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:25%、平成28年度実績:30%
11 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	プラン作成件数の60%	毎年度	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度プラン作成件数の60%とすることを目標値としている。 【AP新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:50%、平成28年度実績:48%
○12 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	75%	毎年度	70%	75%	75%	75%	75%	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、本人の自立に向けて重要であることから、本指標を選定し、平成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公共団体の平成27年度前半の実績を踏まえ毎年度75%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成28年度実績:71%
○13 住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合(アウトカム) ※平成21年10月より住宅手当 ※平成25年度より住宅支援給付金 ※平成27年度より住居確保給付金	—	—	前年度末時点以上	毎年度	前年度末時点(48.3%)以上	前年度末時点(48.7%)以上	前年度末時点(49%)以上	前年度末時点以上	前年度末時点以上	離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることを目標値としている。 (参考)平成27年度実績:47.6%、平成28年度実績:48.3%
○14 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	90%	令和3年度	—	—	85%	90%	90%	生活困窮者が抱える課題について、生活困窮者自立支援制度における継続的支援による改善状況を多角的に測ることは、自立に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定し、「住まいの確保」、「家計の改善」、「自立意欲の向上・改善」等の観点で改善が見られた者の割合について、令和3年度までに90%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
15 コーディネート業務により受入先に帰住した者のうち、フォローアップ業務の終了者の割合(3年平均)(アウトカム)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度(76.7%)以上	前年度(79.8%)以上	前年度(83.3%)以上	前年度(85.3%)以上	前年度(85.3%)以上	各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。具体的には、①入所中から帰住調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。 コーディネート業務により支援し、受入先に帰住した者のうち、社会施設等へ入所した後も継続的な支援でフォローアップの終了者の割合を測定することで、福祉支援を必要とする矯正施設入所者を確実に地域の福祉につなげ、地域の定着を促進しているかを評価するため、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることを目標値としている。
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
16	農業分野等との連携強化モデル事業におけるマッチング支援機関による実施箇所数									生活困窮者の中でも、ひきこもり状態にある方や長期無業者など様々な生活課題を抱える方への支援やその支援に資する取組については、令和2年度より新たに開始する事業も多いことから、まずは実績値を把握することにより、今後の目標設定に資するものである。
17	農業分野等との連携強化モデル事業の利用者数									

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(9)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21,772百万円 (17,433百万円)	21,772百万円 (17,926百万円)	25,454百万円	9,10,11,12,13,14	・生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	704
(10)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,335百万円 (35,961百万円)	76,828百万円 (63,797百万円)	790,227百万円	14	・生活困窮者に対し就労準備支援事業、家計改善支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	705
(11)	ホームレス実態調査 (平成14年度)	18百万円 (10百万円)	18百万円 (9百万円)	18百万円	—	ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	709
(12)	日本赤十字社救護業務費等補助金 (昭和53年度)	28百万円 (28百万円)	28百万円 (28百万円)	29百万円	—	戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業であり、非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。 (1)旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事業費 受給者数:300人(R1実績) (2)日本赤十字社救護員養成事業費 研修受講人数:331人(R1実績)	706
(13)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業(平成26年度)	60百万円 (59百万円)	117百万円 (107百万円)	1,465百万円	—	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談者の状況に応じた支援に適切につながる事ができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。	711
(14)	「福祉のまちづくり!アワード」選考・開催委託費(平成28年度~令和元年度)	10百万円 (10百万円)	10百万円 (8百万円)	—	—	複合的な課題に対応できる包括的な相談支援体制構築のための取組や、対象者を問わない総合的なサービス提供のための取組、生産性の高い効率的なサービス提供のための取組など、自治体における創意工夫ある効果的な取組事例を収集し、シンポジウムの開催等を行う。	712
(15)	農業分野等との連携強化モデル事業 (令和2年度)	—	—	102百万円	16, 17	・ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、生活困窮者への就労支援において効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを構築し、全国普及を目指すことを目的としている。 ・ 具体的には、生活困窮者への就労支援において、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。	新02-063
(16)	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり(50代労働者等による地域活動)の取組の普及・促進事業 (令和2年度)	—	—	6百万円	—	・ これまでの包括的支援体制構築事業による自治体での取組、50代労働者等現役世代の地域活動の普及・促進事業による取組のほか、自治体・民間にかかわらず各地で実践されている多様な取組を広く周知、共有すること、また、それらの取組を分析し推進のポイントを整理することにより、全国で地域共生社会の実現に向けた実践の展開を図ることを目的としている。 ・ 具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた実践事例(モデル事業実施自治体による取り組み、50代労働者等多様な者の参加を促す民間主体の取り組み等)について、調査・募集及び事例の分析等を行う。 ・ これにより、地域共生社会の実現に向けて、各地の自治体において包括的な支援体制を構築していくための取組や、多様な主体による地域活動が、それぞれの自治体、地域の実情に応じて創意工夫のもとに進められることに寄与する。	新02-064
(17)	ひきこもり地域支援センター等の窓口周知・広報 (令和2年度)	—	—	10百万円	—	・ 「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うことを目的としている。また、施策や相談窓口を案内することに加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起する情報を届ける意味もある。 ・ 具体的には、ひきこもり地域センターや生活困窮者自立支援機関、精神保健福祉センター、家族会、支援団体等の支援を通じて、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを回復することができた好事例(成功体験例)を収集し、これを本人や家族に周知するもの。	新02-065
(18)	相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 (令和2年度)	—	—	18百万円	—	・ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体の担当者や相談支援包括化推進員等向けに、国主催による研修を行い、地域共生社会の推進に向けた動向や方向性について情報提供をするとともに、全国的なネットワークづくりを図ることを目的としている。 ・ 具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体向けに、以下の事業を行うもの。 ① 地域共生社会の推進に向けた基本的な考え方や理念の共有 ② 全国的な取組の状況や先駆的な取組事例等の情報提供 ③ 自治体同士のつながりづくりや、取組内容(取組事例)を共有する機会の提供 等	新02-068
(19)	地域生活定着支援人材養成研修事業 (令和2年度)	—	—	14百万円	—	・ 地域生活定着センター職員を対象として、センター職員に求められる刑事手続や福祉に関する幅広い知識、複雑な課題を有する高齢又は障害のある刑務所出所者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施するもの。 ・ これにより、センター職員のスキル向上を図り、再犯リスクの高い高齢又は障害のある刑務所出所者等の社会復帰及び地域定着を促進するとともに、再犯防止及び地域の安心・安全の確保に資するものである。	新02-0074

達成目標3について		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
⑮ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(589市区町村)以上	1,741市区町村	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。	
					-	492市区町村(H30.10.1時点)	589市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
16 中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(559市区町村)以上	1,741市区町村	同上	
					-	470市区町村(H30.10.1時点)	559市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
17 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数(アウトプット)	-	-	800市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(273市区町村)以上	800市区町村	同上	
					-	210市区町村(H30.10.1時点)	273市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
18 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数(アウトプット)	-	-	200市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(80市区町村)以上	200市区町村	同上	
					-	59市区町村(H30.10.1時点)	80市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
19 協議会等の合議体を設置した市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(150市区町村)以上	1,741市区町村	同上	
					-	79市区町村(H30.10.1時点)	150市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
⑳ 市町村計画を策定した市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(134市区町村)以上	1,741市区町村	同上	
					-	60市区町村(H30.10.1時点)	134市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
21 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数(アウトプット)	-	-	3,500人	令和3年度	-	-	-	前年度(1,179人)以上	3,500人	同上	
					-	-	1,179人	/	/		
22 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和3年度	-	-	-	-	47都道府県	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を掲げ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることとしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。	
					-	-	-	/	/		
23 市区町村や中核機関職員等を対象とする「成年後見制度利用促進体制整備研修」の受講者を対象とした研修の理解度(アウトカム)	-	-	前年度以上の理解度(%)	毎年度	-	-	-	前年度(85.4%)以上	前年度以上	成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和3年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修が実施されている。この研修の受講者の理解度を高めることが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するため、指標として設定したものの。また、市区町村の職員や中核機関の職員の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の理解度を目標値として設定している。	
					-	-	85.4%	/	/		

24	後見人等を対象とする「意思決定支援研修」の受講者を対象とした研修の理解度(アウトカム)	-	-	前年度以上の理解度(%)	毎年度	-	-	-	前年度以上	前年度以上	後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。そのため、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、「意思決定支援研修」が実施されている。この研修の受講者の理解度を高めることが、利用者の特性に応じた意思決定支援に資するため、指標として設定したもの。また、後見人等の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の理解度を目標値として設定している。	
(参考)指標						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的な重要性を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不相当である。しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。	
25	成年後見制度利用者数					210,290人	218,142人	224,442人				
	認知症高齢者数					-	-	-	602万人(推計値)			
	知的障害者数					96.2万人	-	-				
	精神障害者数					389.1万人	-	-				
達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度									
(20)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業(令和元年度)	-	320百万円(R2年3月頃公表)	535百万円	15~20	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 					706	
(21)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業(令和元年度)	-	30百万円(33百万円)	31百万円	21	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 					713	
(22)	後見人等への意思決定支援研修(令和2年度)	-	-	50百万円	22	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等に対する意思決定支援研修を全国的に実施する。 意思決定支援研修を通じて、後見人等による「意思決定支援」や「身上保護」を重視した支援が全国的に推進されることにより、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に資する。 					新02-066	
(23)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談(令和2年度)	-	-	187百万円	15~18	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見や補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。 					新02-067	
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度			政策評価実施予定時期(評価予定表)	平成29年度 令和3年度
		2,913,990,490 (2,817,236,300)			2,934,886,546 (2,828,231,230)			3,717,216,186				
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		経済財政運営と改革の基本方針2015 ~経済再生なくして財政健全化なし~				平成27年6月30日		足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの実効かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。平成27年度から全国で施行された生活困窮者自立支援制度について、質の高い支援が適切に提供されるよう、その着実な推進を図る。				
		施政方針演説(安倍総理)				平成30年1月22日		3人づくり革命(教育の無償化)格差の固定化は、決してあってはならない。貧困の連鎖を絶ち切らなければなりません。生活保護世帯の子どもたちへの支援を拡充します。公平性の観点から給付額を見直す一方、食事など生活習慣の改善、放課後の補習など、子どもたちへのきめ細かな支援を充実します。大学に進学する際には、住宅への扶助について、現行制度を改め、給付水準を維持するとともに、新生活に必要な費用を援助する新しい制度を創設します。				

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(VIII-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標VIII-1-2) 基本目標VIII: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要介護者の福祉の向上を図ること</p>		<p>担当 部局名</p>	<p>社会・援護局総務課 自殺対策推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>自殺対策推進室長 岡 英範</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。</p> <p>○ 自殺対策基本法は、平成28年3月に一部改正され、同法に基づき策定する、政府が推進すべき自殺対策の指針である、「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)もまた、平成29年7月に改定された。また、自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの実践的な取組みを中心とするものへと転換を図るため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。</p> <p>○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。</p> <p>○ 国における推進体制の整備のため、平成28年度より、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」を設置し、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいる。</p> <p>○ 平成28年の自殺対策基本法の改正等を踏まえ改定された、第3次大綱では、以下の12項目を当面の重点施策としている。このうち、第3次大綱から新たに追加されたのは、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」といった項目であり、自殺対策の推進体制についても、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれている。</p> <p>【自殺総合対策における当面の重点施策】</p> <p>① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <p>⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <p>○ この他、新型コロナウイルス感染症対策として、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援を行っている。</p>						
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>平成10年以降14年連続で3万人以上いた自殺者が平成30年は20,840人と9年連続で減少を続けている。引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>				
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>地域レベルの実践的な取組みの更なる推進等により、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。</p>		<p>年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが必要であるため。</p>			
<p>達成目標1について</p>							
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>①</p>	<p>人口10万人当たりの自殺者数 (アウトカム)</p>	<p>18.5</p>	<p>平成27</p>	<p>13.0</p>	<p>令和8</p>	<p>平成29年度 17.5 平成30年度 17.0 令和元年度 16.5 令和2年度 16.0 令和3年度 15.5</p>	<p>自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。 (旧大綱(平成24年8月閣議決定)平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。)</p>
<p>2</p>	<p>自殺予防週間や自殺対策強化月間について、聞いたことがある人の割合 (アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>66.7%</p>	<p>令和3年度</p>	<p>平成29年度 - 平成30年度 - 令和元年度 53.0% 令和2年度 59.8% 令和3年度 66.7%</p>	<p>自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するにより、自殺対策に関する国民の理解を深めることが必要であることから、平成28年改正時に、自殺予防週間や自殺対策強化月間が設けられたもの。これらの認知度を高める必要があることが、指標として設定した。 目標値は、第3次大綱に「国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す」とされていることから、66.7%とした。</p>
<p>3</p>	<p>交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数 (アウトプット)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>前年度の実績以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>平成29年度 1,263 平成30年度 1,316 令和元年度 1,367 令和2年度 1,388 令和3年度</p>	<p>自殺対策をおこなう地方自治体及び民間団体の実数を把握することにより、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進状況を計るため指標として設定した。なお、目標値は「前年度の実績以上」とする。</p>

(参考)指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
5	SNSを活用した相談事業における相談件数(延べ件数)	10,129	22,725	45,106			若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。	
6	(ア)「10歳～19歳」及び(イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数	(ア)5.0 (イ)17.7	(ア)5.3 (イ)17.1	(ア)5.9 (イ)16.8			当面の重点施策として子ども、若者の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しているため、年齢階層別の人口10万人当たりの自殺者数は参考指標とした。	
7	原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数	1,991	2,018	1,949			当面の重点施策として勤務問題の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しているため、原因・動機別の自殺者数は参考指標とした。	
達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度					
(1)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度)	2,964百万円 (2,746百万円)	3,017百万円 (2,721百万円)	4,341百万円	1	・自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組を行う自治体や民間団体等を支援する。 ・都道府県及び政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターにおいて、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に実施するための市町村支援等を行う。 ・指定調査研究等法人において、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用、自殺対策の先進的な取組に関する情報収集・整理及び提供等を行う。		716
(2)	自殺対策推進経費 (平成19年度)	113百万円 (51百万円)	113百万円 (42百万円)	90百万円	1	・自殺総合対策推進・検証等(自殺対策白書の作成) ・自殺総合対策人材育成(全国自殺対策主管課長等会議の開催) ・自殺総合対策啓推進(自殺予防週間(9/10～16)、自殺対策強化月間(3月)のポスター作成、インターネット広告の実施) ・自殺予防相談体制整備充実等(こころの健康相談統一ダイヤルの運用)		715
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定 時期(評価予定表)
		3,077,407(2,796,943)		3,129,224(2,763,703)		3,293,124		令和3年度
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		自殺総合対策大綱(閣議決定)			平成29年7月25日		「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」	

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(Ⅷ-3-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>戦没者の遺骨収集事業の推進等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉するとともに、中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと(施策目標Ⅷ-3-2) 基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3: 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>					<p>担当 部局名</p>	<p>社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 社会・援護局援護・業務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>事業課長 皆川 宏 援護企画課中国残留邦人等支援室長 岩橋 信和 援護・業務課長 柴沼 雄一郎</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を実施している。 1. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 2. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立支援を行う。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 3. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定</p>										
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>戦後70年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。また、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった事例を踏まえ取りまとめられた見直し方針に基づき、①ガバナンスの強化、情報公開、②収容・鑑定のあり方の見直し、③見直しを実施するための体制の整備を行う必要がある。</p>									
	<p>2</p>	<p>中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多い中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。</p>									
	<p>3</p>	<p>援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、また、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料は、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うことが課題である。</p>									
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>					
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。</p>					<p>遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。</p>				
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。</p>					<p>高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。</p>				
	<p>目標3 (課題3)</p>	<p>遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の入手及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。</p>					<p>一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。ロシア連邦政府等からの資料の取得及びその資料を迅速に照合することが、早期の死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。</p>				
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
					<p>年度ごとの実績値</p>						
<p>1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>3年間の平均値以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>平成26年から平成28年度までの平均値(89%)以上</p>	<p>平成27年度から平成29年度までの平均値(88%)以上</p>	<p>平成28年度から平成30年度までの平均値(87%)以上</p>	<p>平成29年度から令和元年度までの平均値(87%)以上</p>	<p>平成30年度から令和2年度までの平均値以上</p>	<p>・慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 ・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考)平成27年度実績:87% 平成28年度実績:91%</p>	
<p>② 遺骨収容又は送還を行った地域数(アウトプット)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>3年間の平均地域数以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>平成26年から平成28年度までの平均地域数(18地域)以上</p>	<p>平成27年度から平成29年度までの平均地域数(16地域)以上</p>	<p>平成28年度から平成30年度までの平均地域数(16地域)以上</p>	<p>平成29年度から令和元年度までの平均地域数(13地域)以上</p>	<p>平成30年度から令和2年度までの平均地域数以上</p>	<p>・今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後70年を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの地域で遺骨を着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 ・遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均地域数以上を目標とする。 (参考)平成27年度実績:16地域 平成28年度実績:17地域</p>	
					<p>14地域</p>	<p>15地域</p>	<p>9地域</p>				

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年 度	令和元年 度				
(1)	戦没者追悼式挙行等事業 (①昭和38年度、②昭和39年度)	1.6億円 (1.5億円)	1.6億円 (1.5億円)	1.7億円	-	以下を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながるものである。 ①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨収集等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。	737
(2)	遺骨収集関連事業 (昭和27年度)	34.4億円 (33.4億円)	21.6億円 (21.6億円)	24.9億円	2	戦没者の遺骨収集事業は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨収容が可能となった。これまでに約34万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約128万柱)が送還されている。引き続き、海外公文書館の資料調査や現地調査等によって得られた情報に基づき、着実かつ迅速に遺骨収容を実施する。また、相手国の事情により遺骨収容ができない国には、外務省と連携し遺骨収容の実現に向けて努力しているところである。 これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	738
(3)	遺骨伝達等事業 (昭和26年度)	2.2億円 (1.5億円)	2.2億円 (1.4億円)	5.5億円	-	収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨することにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	739
(4)	慰霊巡拝事業 (昭和51年度)	0.9億円 (1.1億円)	1.0億円 (0.9億円)	1.0億円	1	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。 これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	740
(5)	慰霊友好親善事業 (平成3年度)	2.6億円 (2.6億円)	2.6億円 (2.6億円)	2.6億円	-	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。 戦没者遺児が旧主要戦域の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ、相互理解を深めることは、戦没者遺児の慰藉に寄与するものである。	741
(6)	慰霊碑の維持管理等事業 (昭和45年度)	0.5億円 (0.4億円)	0.5億円 (0.4億円)	0.5億円	-	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託するとともに、経年劣化等により補修の必要となった場合は補修工事を行う。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。 これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	742
(7)	民間建立慰霊碑管理促進事業 (平成15年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.3億円 (0.1億円)	0.2億円	-	民間団体等が国内海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、移設・埋設等の対応を行う。(一部補助事業 補助率1/2 50万円上限) これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	743

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	
③ 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度の○○%以上(※)	毎年度	前年度(20,951件)の98%以上	前年度(22,163件)の98%以上	前年度(22,185件)の97%以上	前年度の97%以上	前年度の○○%以上	・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えているため、自立支援通訳の派遣事業を行っている。 ・この自立支援通訳の派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100を目標値における○○としている。 (参考)平成28年度実績:20,951件
4 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度の○○%以上(※)	毎年度	前年度(2,466件)の98%以上	前年度(1,941件)の98%以上	前年度(1,573件)の97%以上	前年度の97%以上	前年度の○○%以上	・自立指導員とは、中国残留邦人等が長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活の諸問題に関する相談に応じることにより、地域において安定した生活が送れるよう支援するために配置しているものである。 ・この自立指導員の派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100を目標値における○○としている。 (参考)平成28年度実績:2,466件

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(8)	中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	26百万円 (18百万円)	28百万円 (19百万円)	28百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施し、早期の帰国促進を図る。	744
(9)	中国残留邦人等に対する帰国受入支援事業 (昭和48年度)	124百万円 (110百万円)	119百万円 (110百万円)	134百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。	745
(10)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業 (昭和63年度)	444百万円 (444百万円)	422百万円 (421百万円)	430百万円	4	永住帰国直後の首都圏中国帰国者支援・交流センターでの入所研修に加え、全国7ブロックの中国帰国者支援・交流センターで社会的な自立を促すための交流事業や日本語学習等の定着自立支援を行っている。	746
(11)	保険料追納一時金事業 (平成19年度)	68百万円 (68百万円)	75百万円 (69百万円)	76百万円	-	特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として支給する。	747
(12)	中国残留邦人等に対する支援給付事業 (平成20年度)	419百万円 (405百万円)	409百万円 (400百万円)	425百万円	3	中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、中国語等が解せる支援・相談員の窓口への配置等を実施している。(支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)	748

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑤ 履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考)平成27年度実績:100% 平成28年度実績:100%
6 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 (参考)平成27年度実績:100% 平成28年度実績:100%
7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	戦後70年を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等から提供される資料の内容に左右されるため、日本側資料との照合数を目標とする。 (参考)平成27年度実績:100% 平成28年度実績:100%

達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(14)	人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	218百万円 (144百万円)	171百万円 (143百万円)	170百万円	5.7	・ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料について、日本語に翻訳しデータベース化するとともに、日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等へ資料の記載内容等をお知らせする。 ・整備保管する旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを活用することで、軍歴証明等事務、恩給進達事務及び抑留者調査を円滑に実施でき、また、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、永続的な利用が図られる。	749
(15)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	44百万円 (35百万円)	46百万円 (38百万円)	44百万円	6	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を、旧陸海軍人事関係等資料に係るデータベースを活用して迅速に審査し、裁定庁である総務省に進達する。また、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行う。これらの取り組みが、恩給請求書の適切な進達につながっている。	750
(16)	戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円	-	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。	751

施策の予算額(執行額)(千円)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定 時期(評価予定表)	令和3年度
	4,355,587	(5,242,318)	4,255,511	(4,044,444)	4,946,066			

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成27年2月12日

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(XIII-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること(施策目標XIII-2-1) 基本目標XIII: 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標2: 研究を支援する体制を整備すること	担当 部局名	大臣官房厚生科学課 医政局経済課 医政局研究開発振興課 医政局医療経営支援課 老健局総務課認知症施策推進室	作成責任者名	厚生科学課長 佐々木 昌弘 経済課長 林 俊宏 研究開発振興課長 笠松 淳也 医療経営支援課長 岩下 正幸 認知症施策推進室長 菱谷 文彦
施策の概要	本施策は、厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図るために研究を支援する体制整備を実施している。具体的には以下のような取組を実施している。 このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン・治療薬の開発等を支援している。				
1	① 厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進 ・ 厚生労働行政の各分野の政策立案、基準策定のための基礎資料や科学的根拠を得るための研究及び各分野の政策の推進、評価に関する研究等を推進する。 ※ 医療分野の研究開発は、AMEDを通じた支援をしており、医療分野の研究開発以外の厚生労働行政の推進に資する研究について、厚生労働省において実施しているもの。 【研究分野の例】 医療データの利用拡大のための基盤整備/人工知能(AI)の社会実装/地球規模の保健課題解決に日本がリーダーシップを発揮するための戦略/次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等/良質な介護予防サービスの提供や障害者支援を推進する地域づくり/食品の安全性確保/事業場における労働者の安全と健康の確保/医療安全対策/化学物質の安全対策/地域における健康危機管理/水道水や生活環境の安全対策/薬剤耐性アクションプランの推進				
2	② AMEDIにおける研究開発支援 ・ 医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出・活性化に関し、政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策を定めた「健康・医療戦略」(平成26年7月閣議決定)、医療分野の研究開発に関する施策について、基本的な方針や政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定。平成29年2月17日一部変更)が策定されており、①医薬品開発、②医療機器開発、③臨床研究中核病院などの革新的な医療技術創出拠点、④再生医療、⑤ゲノム医療、⑥がん、⑦精神・神経疾患、⑧感染症、⑨難病の9分野で重点的に研究支援をしていくこととされた。 ・ そのための中核的役割を担う機関として、各省の医療分野の研究開発関連事業を集約し、基礎段階から実用化まで切れ目のない支援を実現するため、平成27年4月に国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が設立された。 ・ AMEDを通じた基礎から実用化までの一貫した研究支援を行い、その成果を円滑に実用化することで、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を支援している。				
3	③ 国立高度専門医療研究センターにおける研究開発 ・ 国立高度専門医療研究センター※1(ナショナルセンター。以下「NC」という)は、平成22年度に独立行政法人、平成27年度からは研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人へと組織を変えつつ、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療の提供だけでなく、その調査・研究及び技術開発にも取り組んできている。 ※1 NCとは、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療センター、国立長寿医療研究センターのこと。				
施策実現のための背景・課題	1	厚生労働科学研究においては、厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るとともに、その成果を広く社会に還元することが必要である。			
2	2	継続的かつ統一的なエビデンスに基づいた戦略的かつ効果的な資源配分により、AMEDを核とした産学官連携による基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進と成果の実用化を図り、健康長寿社会の形成に向けた健康寿命延伸という目標に寄与することが課題となっている。			
3	3	NCも含めた我が国の研究機関における論文数の国際的なランキングは低下傾向にある中で、NCが我が国の医療研究開発において強い牽引力を発揮することが期待されている。また、NCを取り巻く関係機関との関係においては、牽引しつつ、下支えしながら我が国全体で研究開発成果の最大化を目指すために国内において利他的、かつ、双方の連携に取り組む役割を担っていくべきであり、NCの更なる機能強化に向けた支援が必要となっている。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
目標1	目標1		厚生労働行政の各分野の政策立案、基準策定のための基礎資料や科学的根拠を得るための研究、各分野の政策の推進・評価に関する研究等を推進することで、新たな知見を得ることに止まらず、科学技術や研究の成果を国民に還元するとともに、国民の需要を踏まえた応用を進めることが重要であるため。		
(課題1)	(課題1)		厚生労働科学研究における研究成果をより多く国民、社会へ還元等すること。		
目標2	目標2		基礎から実用化までの一貫した研究支援を行い、その成果を円滑に実用化することで、医療分野研究開発推進計画で定めた成果目標が達成され、ひいては世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が実施されることとなるため。		
(課題2)	(課題2)		「医療分野研究開発推進計画」(平成26年度7月健康・医療戦略推進本部決定)で定める令和2(一部令和2~令和12年)頃までに達成すべき成果目標(KPI)を達成すること。		
目標3	目標3		世界的な医療課題になっているがん、循環器疾患、感染症、認知症、生活習慣病、精神・神経疾患等について、NCがそれぞれの疾患分野ごとに、臨床と直結した研究を実施し、中心的な役割を担い続けることは、我が国の医療研究開発の推進に資するものであるため。		
(課題3)	(課題3)		高度な診療機能と直結した研究開発機能を有するNC等でなければ確保できない基盤的及び実用化研究に取り組むこと。		

達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
① 研究成果の活用状況 (厚生労働科学研究データベース (報告書)へのアクセス件数) 【新経済・財政再生計画 関連:社会 保障分野②iii】 (アウトカム)	707,825件	平成30年度	前年度以上	毎年度	前年度 (289,684 件)以上	前年度 (526,403 件)以上	前年度 (707,825 件)以上	前年度 (532,781 件)以上	前年度以上	「厚生労働科学研究分野における研究成果をより多く国民、社会へ還元する」という目標の一指標として、厚生労働科学研究成果を閲覧できる厚生労働科学研究データベースへのアクセス数を測定指標とし、目標値を前年度以上と設定した。 【新経済・財政再生計画に掲げられた研究事業を含む全研究事業の研究成果の活用状況を測定指標としている。】 (参考)平成27年度実績:320,452件、平成28年度実績:289,684件

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	研究評価推進事業費 (平成14年度)	142百万円 (40百万円)	134百万円 (105百万円)	195百万円	1	各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施すること等により、厚生労働科学研究費補助金の各研究事業が適切かつ効果的に実施に資するもの。	920
(2)	厚生労働科学研究費補助金(厚生労働行政推進調査事業費補助金を含む) (昭和26年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野②iii】	8,015百万円 (7,743百万円)	10,069百万円 (8,520百万円)	16,639百万円	1	①厚生労働科学研究費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施に資するもの。 ②厚生労働行政推進調査事業費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。厚生労働科学研究のうち、行政的緊急性が高いものや専門的・学術的観点等から研究を実施するものを指定する研究について、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施に資するもの。 【新経済・財政再生計画に掲げられた研究事業を含む全研究事業の研究成果の活用状況を測定指標としている。】	921
(3)	国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金 (平成27年度)	276百万円 (265百万円)	223百万円 (194百万円)	223百万円	-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により厳格な管理が求められている一種病原体等を取り扱う国立感染症研究所施設の周辺地域における安全対策施設等の整備を行うことにより、同施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応の更なる強化を図ることを目的とする。	923
(4)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金 (平成17年度)	4,685百万円 (4,685百万円)	6,691百万円 (6,691百万円)	3,847百万円	-	研究開発型の独立行政法人として、国の政策課題の解決に向けて組織的に研究開発に取り組むこととしており、より有効で安全な医薬品、医療機器の開発を支援し、公衆衛生の向上及び増進を図る法人として、 ①医薬品等の基盤的技術研究 ②難病・疾患資源研究 ③医薬品等の研究開発振興 ④国民の健康の保持増進に関する調査研究及び国民の栄養その他食生活に関する調査研究 ⑤健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の集計、特別用途食品の許可・承認に必要な試験及び収去された食品の試験などの事業を行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の運営に必要な経費を交付する。 これにより、民間企業、大学等における新たな医薬品・医療機器の開発や国民保健の向上を目指した研究開発の支援に資するもの。	924
(5)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費補助金 (平成28年度)	0百万円 (0百万円)	18百万円 (18百万円)	603百万円	-	創薬支援ネットワークによる抗体・核酸医薬等の開発支援機能を担う創薬支援スクリーニングセンターの機能強化を図ることにより、革新的な抗体・核酸医薬等の創出の成功確率の向上等を図る。	925

達成目標2について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
② 「医療分野研究開発推進計画」の実行状況～各省連携プロジェクト～ (健康・医療戦略推進専門調査会による令和2年(一部令和2～令和12年)頃までの各達成目標の進捗に係る評価) (順調に進捗している/(順調に進捗している+進捗が不十分)の割合) (アウトカム)	88%	平成30年度	前年度以上	令和2年頃 (一部令和2年～令和12年頃)	前年度 (97.2%)以上	前年度 (93%)以上	前年度 (88%)以上	前年度 (81%)以上	前年度以上	・医療分野研究開発推進計画は、健康・医療戦略推進本部の下でPDCAサイクルを回すことになっており、すべての施策のフォローアップを行うことになっており、健康・医療戦略推進法第21条に規定される医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に係る専門的な事項の調査を任務とする健康・医療戦略推進専門調査会においてフォローアップを行っている。 ・このため、健康・医療戦略推進専門調査会における医療分野研究開発推進計画に定める令和2年(一部令和2～令和12年)頃までの達成すべき成果目標(KPI)の進捗状況の評価～各省連携プロジェクト～(順調に進捗している/(順調に進捗している+進捗が不十分)※)を測定目標とし、目標値を前年度以上と設定した。 ※「現時点では評価が困難」とされたものについては母数から除く。 (参考)平成27年度実績:100%、平成28年度実績:97.2%
3 治験届出件数のうち医師主導治験の数 (アウトカム)	23件	平成29年度	-	令和2年度末 40件	前年度(23件)以上	前年度(33件)以上	前年度(36件)以上	40件	前年度以上	医師主導治験によって、革新的な医薬品・医療機器等の開発や、希少疾病・難病等の企業が手がつけづらい分野の治験を促進する。「健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)」において、革新的医療技術創出拠点における目標数を定めていることから、目標を同様に設定。 (参考)平成27年度実績:31件、平成28年度実績:23件

4	治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合 (アウトカム)	37.2%	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (37.2%)以上	前年度 (40%)以上	前年度 (39%)以上	前年度以上	前年度以上	国際共同治験への参加を増やすことにより、日本国内で治験を別に実施することなく薬事承認申請に必要なデータ取得が可能となるため、ドラッグ・ラグやデバイス・ラグの解消につながる。 「健康・医療戦略(平成26年7月22日閣議決定)」において、国際共同治験の推進に向けた体制整備が求められていることを踏まえ、国際共同治験の治験計画届出件数の割合を目標に設定。 (参考)平成27年度実績:42%、平成28年度実績:37.2%
5	医療機器の開発拠点となる医療機関で研修を行う者 (アウトカム)	2,500人	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (2,500人)以上	前年度 (2,200人)以上	前年度 (2,300人)以上	前年度以上	前年度以上	医療機器の研究開発の経験が豊富な医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。 (参考)平成27年度実績:2,000人、平成28年度実績:約2,500人
6	6つの重点領域(ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援)のうち、AIの構築に必要なデータベースを構築した領域数 【新経済・財政再生計画 関連:社会保障分野39-iv】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 (アウトカム)	4領域 (データベース構築に着手している領域数)	平成30年度	6領域	令和2年度末	-	2領域	前年度(3領域)以上	6領域	前年度以上	「医療分野研究開発推進計画」(平成26年度7月健康・医療戦略推進本部決定)で定める令和2年(一部令和2~令和12年)頃までに達成すべき成果目標(KPI)を達成する」という目標の一指標として、6つの重点領域(ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援)のうち、AIの構築に必要なデータベースを構築した領域数を測定指標とし、目標値を前年度以上と設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定 (参考)平成27年度実績:0領域、平成28年度実績:0領域
7	6領域(ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援)における、AI技術の製品化等、現場での実用化に至った領域数 【新経済・財政再生計画 関連:社会保障分野39-iv】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 (アウトカム)	0領域	平成30年度	1領域	令和2年度末	-	0領域	前年度以上	1領域	前年度以上	「医療分野研究開発推進計画」(平成26年度7月健康・医療戦略推進本部決定)で定める令和2年(一部令和2~令和12年)頃までに達成すべき成果目標(KPI)を達成する」という目標の一指標として、6領域(ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援)における、AI技術の製品化等、現場での実用化に至った領域数を測定指標とし、目標値を前年度以上と設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定 (参考)平成27年度実績:0領域、平成28年度実績:0領域
8	認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立 【新経済・財政再生計画 関連:社会保障分野20】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 (アウトカム)	0件	平成30年度	3件	令和7年	-	0件	前年度以上	1件	前年度以上	「医療分野研究開発推進計画」(平成26年度7月健康・医療戦略推進本部決定)で定める令和2年(一部令和2~令和12年)頃までに達成すべき成果目標(KPI)を達成する」という目標の一指標として、認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立を測定指標とし、目標値を前年度以上と設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定 (参考)平成27年度実績:0件、平成28年度実績:0件
9	日本発の認知症の疾患修飾候補の治験開始 【新経済・財政再生計画 関連:社会保障分野20】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 (アウトカム)	0件	平成30年度	1件	毎年度	-	0件	前年度以上	前年度以上	前年度以上	「医療分野研究開発推進計画」(平成26年度7月健康・医療戦略推進本部決定)で定める令和2年(一部令和2~令和12年)頃までに達成すべき成果目標(KPI)を達成する」という目標の一指標として、日本発の認知症の疾患修飾候補の治験開始を測定指標とし、目標値を前年度以上と設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定 (参考)平成27年度実績:0件、平成28年度実績:0件

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(6)	医療研究開発推進事業費補助金(オールジャパンでの医薬品創出プロジェクト) (平成27年度)	10,131百万円 (10,043百万円)	10,288百万円 (9,805百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・創薬支援ネットワークの構築により、大学や産業界と連携しながら、新薬創出に向けた研究開発を支援するとともに、創薬支援のための基盤強化を図る。また、創薬ターゲットの同定に係る研究、創薬の基盤となる技術開発、医療技術の実用化に係る研究を推進し、革新的医薬品及び希少疾患治療薬等の開発を支援する。	922-01
(7)	医療研究開発推進事業費補助金(オールジャパンでの医療機器開発プロジェクト) (平成27年度) ※予算額は一部再掲	2,882百万円 (1,736百万円)	2,993百万円 (1,919百万円)	47,036百万円の内数	2、5	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・医工連携による医療機器開発を促進するため、複数の専門支援機関による開発支援体制(医療機器開発支援ネットワーク)を構築し、我が国の高い技術力を生かし、技術シーズの創出と医療機器・システムの実用化へとつなげる研究開発を行う。また、医療機器の承認審査の迅速化に向けた取組や、研究開発人材の育成も行う。	922-02
(8)	医療研究開発推進事業費補助金(革新的医療技術創出拠点プロジェクト) (平成27年度)	3,802百万円 (4,942百万円)	3,924百万円 (3,924百万円)	47,036百万円の内数	2、3、4	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・大学等の基礎研究成果を一貫して実用化につなぐ体制を構築するため、橋渡し研究支援拠点と臨床研究中核病院等の一体化を進める。また、人材確保・育成を含めた拠点機能の強化、ネットワーク化、シーズの拡大等をさらに推進する。さらに、ICH-GCP準拠の質の高い臨床研究や治験を実施するとともに、ARO機能を活用して多施設共同研究の支援を行うなどの体制の整備を進める。	922-03
(9)	医療研究開発推進事業費補助金(再生医療実現プロジェクト) (平成27年度) ※予算額は一部再掲	3,461百万円 (3,596百万円)	3,386百万円 (3,445百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・基礎から臨床段階まで切れ目なく一貫した支援を行うとともに、再生医療関連事業のための基盤整備ならびに、iPS細胞等の創薬支援ツールとしての活用に向けた支援を進め、新薬開発の効率性の向上を図る。	922-04
(10)	医療研究開発推進事業費補助金(疾病克服に向けたゲノム医療実現プロジェクト) (平成27年度) ※予算額は一部再掲	5,194百万円 (2,526百万円)	4,564百万円 (991百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・疾患及び健常者バイオバンクの構築と共にゲノム解析情報及び臨床情報等を含めたデータ解析を実施し、疾患及び薬剤関連遺伝子の同定・検証並びに日本人の標準ゲノム配列の特定を進める。また、共同研究等による難治性・希少性疾患等の原因遺伝子の探索や、ゲノム情報をいかした診断治療ガイドラインの策定に資する研究やゲノム医療実現に向けた研究基盤の整備及び試行的・実証的な臨床研究を一体的に推進する。	922-05
(11)	医療研究開発推進事業費補助金(ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト) (平成27年度) ※予算額は一部再掲	8,964百万円 (8,674百万円)	9,178百万円 (8,642百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・基礎研究の有望な成果を厳選し、実用化に向けた医薬品・医療機器を開発する研究を推進し、臨床研究等へ導出する。また、臨床研究で得られた臨床データ等を基礎研究等に還元し、医薬品・医療機器開発をはじめとするがん医療の実用化を「がん研究10か年戦略」に基づいて加速する。	922-06
(12)	医療研究開発推進事業費補助金(脳とこころの健康大実現プロジェクト)(保健衛生医療調査等推進事業費補助金を含む) (平成27年度) ※予算額は一部再掲	1,140百万円 (1,889百万円)	1,791百万円 (1,434百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・脳全体の神経回路の構造・機能の解明やバイオマーカー開発に向けた研究開発及び基盤整備等を推進するとともに、認知症やうつ病等の精神疾患等の発症メカニズム解明、診断法、適切な治療法の確立を目指す。(医療研究開発推進事業費補助金)	922-07
(13)	医療研究開発推進事業費補助金(新興・再興感染症制御プロジェクト) (平成27年度) ※予算額は一部再掲	2,188百万円 (2,934百万円)	2,573百万円 (2,990百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・新型インフルエンザ等の感染症から国民及び世界の人々を守るため、感染症に関する国内外での研究を推進するとともに、その成果をより効率的・効果的に治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげることで、感染症対策を強化する。	922-08
(14)	医療研究開発推進事業費補助金(難病克服プロジェクト) (平成27年度) ※予算額は一部再掲	11,354百万円 (9,141百万円)	11,533百万円 (8,742百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。※以下の概要等は関係省の施策を含むもの。 ・希少・難治性疾患(難病)の克服を目指すため、治療法の開発に結びつくような新しい疾患の病因や病態解明を行う研究、医薬品・医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法や治療法及び予防法の開発をめざす研究を推進する。また、疾患特異的iPS細胞を用いて疾患の発症機構の解明、創薬研究や予防・治療法の開発等を推進することにより、iPS細胞等研究の成果を速やかに社会に還元することを目指す。	922-09
(15)	医療研究開発推進事業費補助金(統合プロジェクト以外の健康・医療戦略の推進に必要な研究開発事業)(保健衛生医療調査等推進事業費補助金を含む) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野③iii】	6,935百万円 (11,312百万円)	7,019百万円 (8,317百万円)	47,036百万円の内数	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対して、当該機構が実施する業務に必要な経費の補助を行う。これにより、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進するとともに、必要な体制整備を行い、成果の円滑な実用化に資するもの。 ・妊娠期及び小児期・思春期の疾患、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病、女性に特有の疾患、慢性腎臓病、免疫アレルギー疾患、慢性的痛みを呈する疾患、高齢者の生活の質を大きく低下させる疾患など多岐にわたる疾患等に対し、新たな診断・予防・治療方法等の開発を推進する。臨床研究等ICT基盤の構築を推進し、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の開発を推進する。また、統合医療について、安全性・有効性に関する知見を収集し、その評価手法を確立するための研究等を推進する。(医療研究開発推進事業費補助金) ・肝炎対策基本法等に基づき行う肝炎対策に資する適切な肝炎医療の推進や感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律等に基づき行うHIV感染/エイズ対策等に資する調査研究を推進する。 【新経済・財政再生計画に掲げられた研究事業を含む医療分野研究開発推進計画の実行状況に係るフォローアップ結果を測定指標としている。】	922-10

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑩ 治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(アウトプット)	1,563	平成28年度	第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で20%増	令和3年度	28年度実績に対して4%増(1,626件)	28年度実績に対して8%増(1,688件)	28年度実績に対して12%増(1,751件)	28年度実績に対して16%増(1,813件)	28年度実績に対して20%増(1,876件)	国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において治験を推進することを目標としている。新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性や安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験受入件数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で20%増とした。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない。(国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターの業務として実施しており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。) (参考)平成27年度実績:842件、平成28年度実績:847件
11 発論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的学術雑誌に掲載された学術論文)(アウトプット)	5,075	平成28年度	第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で10%増	令和3年度	28年度実績に対して2%増(5,177件)	28年度実績に対して4%増(5,278件)	28年度実績に対して6%増(5,380件)	28年度実績に対して8%増(5,481件)	28年度実績に対して10%増(5,583件)	国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において臨床研究を推進することを目標としている。国際的に評価される専門誌等で論文を発表することで、新たな知見の普及や更なる研究の推進につながるから、発論文数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で10%増とした。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない。(国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターの業務として実施しており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。) (参考)平成27年度実績:2,541件、平成28年度実績:2,677件
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
12 研修会受入人数					23,130	24,687	22,829			国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。研修会を実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の習得と普及を促進する。このような教育研修を通じて政策医療を推進するため、研修会受入人数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で15%増とした。 (参考)平成27年度実績:21,312件、平成28年度実績:24,115件
13 ホームページアクセス件数					131,157,614	191,478,176	218,375,779			国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において情報の発信を行うことを目標としている。ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報(疾病予防対策やセミナー開催等の国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの取組)を発信することで、全国民が医療への理解を深め医療への参画機会を得ることができる。このような情報発信を通じて政策医療を推進するため、ホームページアクセス件数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で20%増とした。 (参考)平成27年度実績:96,342,034件、平成28年度実績:95,146,657件

達成手段3	予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度				
(16) 国立研究開発法人国立がん研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	0	0	0	10,11,12,13	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-
(17) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	0	0	0	10,11,12,13	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-
(18) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	0	0	0	10,11,12,13	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-
(19) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	0	0	0	10,11,12,13	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-
(20) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	0	0	0	10,11,12,13	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-

(21)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金 (平成25年度)	0	0	0	10,11,12,13	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	-		
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定 時期(評価予定表)	令和3年度
		61,615,891(61,289,612)		75,323,557(65,737,650)		61,006,257			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		施政方針演説(安倍内閣総理大臣)				平成27年2月12日		4月から日本医療研究開発機構が始動します。革新的ながん治療薬の開発やiPS細胞の臨床応用などに取り組み、日本から、医療の世界にイノベーションを起こします。 日本を「世界で最もイノベーションに適した国」にする。世界中から超一流の研究者を集めるため、世界最高の環境を備えた新たな研究開発法人制度を創ります。ITやロボット、海洋や宇宙、バイオなど、経済社会を一変させる挑戦的な研究を大胆に支援してまいります。	